

I -3 特別支援教育(インクルーシブ教育)経営方針

1 特別支援学級設置の目的

- 1) 小学校の通常学級における教育では、十分な教育効果を期待することが困難な児童のために、特別支援学級を設置し、適切な教育環境を整え、その能力や適正に応じて積極的に社会参加できる児童の育成に努める
- 2) 保護者の希望により、特別支援学級対象児が通常学級での教育を希望する場合、通常学級で適切な環境を整え、その能力や適性に応じて社会的関係を構築できる児童の育成に努める

2 本校学校経営方針と特別支援教育

- (1) 学校経営方針は、特別支援教育及びインクルーシブ教育を包括して経営する
- (2) 全職員が特別に支援を要する児童について正しく理解し、特別支援教育の充実を図れるようにする
- (3) 広い視野にたって特別支援教育を考え、通常学級における特別支援教育の在り方等について、学校全体で考え取り組んでいく体制づくりを指向する
- (4) 保護者との連携を密にし、児童の社会参加、自立への基礎作りに努める

3 特別支援教育の重点目標

- ① 児童の能力・特性等の発掘に努め、可能な限り一人ひとりの能力を伸ばす
- ② 児童の興味・関心、発達段階を考慮した学習指導内容、指導方法等を工夫改善する
- ③ 基本的生活習慣、基礎学力等、将来社会生活ができるために必要な技能・態度が身につくようにする
- ④ 協力学級との交流を可能な限り実施し、通常児に特別に支援を要する児童への理解と協力を得る
- ⑤ 一貫した教育が行われるよう家庭との連携を図る

4 特別支援学級設置・インクルーシブ教育の方針

- (1) 学級担任教諭について
特別支援学校教諭免許状を持っている者を充てることが望ましいが、現状に応じて、特別支援教育について理解又は経験等を考慮して適任者を充てるものとする
インクルーシブ教育学級担任においても同様とする
- (2) 学級編成にあたって
校内就学指導委員会によって判定された児童を入級させ、編成することを原則として、最終的には保護者の承諾を得て編成する。ただし、その子にとって特別支援教育学級へ入級させる必要性を、教育上あらゆる角度から保護者へ話しかけ「この子のより幸せ」となるように努める
- (3) 年間指導計画の作成にあたって
この計画は、小学校学習指導要領及び養護学校指導要領（知的障害及び情緒障害教育編）に準拠して作成する
 - (ア) 児童の障害の状況や発達段階を考慮した指導計画の作成
 - (イ) 一人ひとりの可能性を伸ばす学習指導計画の作成
 - (ウ) 指導形態、指導法の工夫・改善に基づき作成する
 - (エ) 社会自立のための体験学習を多く取り入れた学習指導計画の作成

5 学級経営上の配慮

- (1) 常に特別支援コーディネーターとの連携を図り、一人ひとりの児童にそれなりの力を発揮させ、集団行動ができるよう配慮する

- (2) 個々の児童の心身の障害の程度や発達段階、または学校の実態に即して適切な指導ができるように特に配慮する
- (3) 全職員はもとより、通常児や他の保護者に対しても特別に支援を要する児童に対する理解を深めるよう配慮する
- (4) 地域社会の行事にも参加できるよう配慮するとともに、主催者側に理解と協力を求めるようにする
- (5) 将来、自立できるような子どもを育成する
- (6) 実態把握の方法
 - ・知能検査 ・社会生活への適応 ・行動面で異常 ・教科の理解の程度
 - ・生育歴の異常 ・子どもの生活環境 ・運動能力の程度 ・親の教育観
 - ・医学的に考慮を要する点 ・子どものできることできないこと
 - ・子どもの心身の目立った特徴
- (7) 特別に編成された学級であるが、他の学級と同じであり、学校全体で配慮する

6 教育課程編成の方針

- (1) 通常教育課程を編成することは困難であるから、特別な教育課程を編成する
- (2) 一人ひとりの心身の障害の状態や特性等に応じて具体的な目標を設定し、適切な指導事項を選定するなど、効果的な年間指導計画を作成する
- (3) 通常学級児童と活動を共にする機会を多く設け、経験を広め、社会性を養い、好ましい人間関係を育てるような交流計画を作成する
- (4) 日常生活への自立に向けて活動できるように学習内容を編成する
- (5) 子どもの現在の実態（能力・特性等）を知り、一人ひとりにあった指導形態・方法を考慮する

7 交流学習について

特別な支援が必要な児童の教育においては、児童の社会性を育て、好ましい人間関係を育てるため、特別支援対象児が学校の組織の中で孤立していたり、阻害されたりするようなことがあってはならない。

特別支援教育学級一学級あたりの在籍数が少なく、特別支援学級内だけでは十分な集団活動を展開することが困難な場合が少なくない。そのため、特別支援学級の児童の成長発達に必要な集団の場を意図的に設定する必要がある。特別支援教育学級を学校内で機能させるためには、教師間の共通理解や連携が大切である。

通常の学級担当教師が特別支援教育学級の児童生徒に関わる機会を多く持つように心がけると共に、特別支援教育学級担当教師も積極的に通常の学級の児童に接する機会を多く持つように心がけることが期待される。

したがって特別支援教育学級の教育課程は特別支援教育学級担当教師以外の多くの教師の協力を得て、組織的に編成される必要があるので交流学習を推進する。

- (1) 協力学級との交流
- (2) こども園との交流
- (3) 他校との交流

以上をふまえ特別支援教育の充実を下記のように行う

- ・ 特別支援コーディネーターを中心とした情報の共有化を図ること
- ・ 校内委員会の設置による支援児童への組織的・具体的な取り組みを推進するため「個別の支援計画」を作成すること
- ・ ヘルパーの運用においては、コーディネーターによる効果的な配置を行う
- ・ 外部研究機関及び団体の連携を行い、研究会等への積極的な関わりを行うこと